資料　2

京都府地球温暖化対策条例
京都府再生可能エネルギーの導入促進に関する条例等の見直しについて

本日の論点

京都府地球温暖化対策条例等の改正に向けた考え方の中間とりまとめ

1 今後の取組の方向性

- 2050年に向けた新たな目標等を設定
- 目標達成に向けた取組の方向性

2　条例等改正検討項目

これまでの審議会での御議論、関係団体等との意見交換を踏まえ、条例等改正を検討する項目について、現時点での概要をとりまとめ

↓

本日の御議論及び関係団体等との協議等を踏まえつつ、今後、具体的な条例化に向けて改正中間案を取りまとめていくとともに、計画改定に向けて引き続き検討する。

諮問内容：地球温暖化対策条例・推進計画

2019.6.7諮問

経過・背景

- 2016年にパリ協定が発効し、国においても、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定
- 地球温暖化の進行は異常気象をもたらしていると言われ、近年、猛暑日の日数や極端な大雨の発生回数が増加傾向にあるなど、気候変動の影響とみられる自然災害が全国各地で多く発生

↓

諮問事項

① 京都府地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方
② 京都府地球温暖化対策推進計画の改定に係る基本的な考え方

諮問理由

京都府地球温暖化対策条例による当面の目標数値を定めた2020年度が到来するとともに、京都府地球温暖化対策推進計画の計画期間が満了することから、目標年度、目標数値等に関する京都府地球温暖化対策条例の見直し及び京都府地球温暖化対策推進計画の改定に係る基本的な考え方について御審議いただくため。

3

諮問内容：再生可能エネルギー普及促進条例

2019.6.7諮問

経過・背景

- この間（条例制定以降から今日まで）、「パリ協定」の発効等により、世界的に脱炭素化への機運が高まるとともに、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとするといった需要家ニーズの多様化も進展。
- 国においては、「第５次エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが明確に打ち出されたところだが、FIT制度の抜本見直し議論など、国内における再生可能エネルギーを取り巻く状況は大きく変化。

↓

諮問事項

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方

諮問理由

再生可能エネルギーの導入等促進プランの目標年度である2020年度が到来し、また同年度末をもって京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部の規定（再生可能エネルギー導入計画認定制度）が失効を迎えるに当たり、再生可能エネルギーを取り巻く状況変化等を踏まえ、環境保全など幅広い観点から、同条例の見直しに係る基本的な考え方について御審議いただくため。

4

「京都府地球温暖化対策条例・同推進計画」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の見直しにおける論点

＜緩和策＞

○ パリ協定及び1.5度特別報告書（IPCC）を受けて、「2050年度での温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた取組が強く求められている中、府の新たな目標数値・達成年度をどのように設定し、目標達成に向けた施策を推進していくか。

＜再生可能エネルギー導入促進＞

○ 昨今の再生可能エネルギーを取り巻く状況の変化や地球温暖化対策条例の見直し内容（削減目標等）を踏まえ、既存施策の見直しや新たな施策をどのように設計していくか。

＜適応策＞

○ 気候変動による影響が、自然的・経済的・社会的側面において、既に多分野で強く表れている中、京都府における気候変動への適応策をどのように体系的に整理し、施策を推進していくか。

5

京都府環境基本計画及び地球温暖化対策条例・計画等の体系図

条例	計画
京都府環境を守り育てる条例（H7制定）	新京都府環境基本計画（H22改定）【計画期限：2020年度】
（個別条例）京都府地球温暖化対策条例（H17制定／H22改正）	京都府地球温暖化対策推進計画（H18策定／H23改定）【計画期限：2020年度】 ※地球温暖化対策推進法第21条第3項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の位置づけ
（分野別の施策条例）京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（H27制定） ※一部2020年度時限規定有り	再生可能エネルギーの導入等促進プラン（H27策定）【計画期限：2020年度】
電気自動車等の普及の促進に関する条例（H21制定／H26・29・31改正） ※令和2（2020）年度までの時限条例	電気自動車等普及促進計画（H22策定／H26・29改定）【計画期限：2020年度】

新京都府総合計画（2019.9策定）

6

条例の構成

京都府地球温暖化対策条例 （平成17年京都府条例第51号）	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 （平成27年07月13日京都府条例第42号）
前文 第１章　総則 第２章　地球温暖化対策の推進 第１節　府による地球温暖化対策 第２節　事業活動に係る地球温暖化対策 第３節　建築物に係る地球温暖化対策 第４節　緑化の推進による地球温暖化対策 第５節　自動車交通に係る地球温暖化対策 第６節　電気機器等に係る地球温暖化対策 第７節　再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策 第８節　環境物品等の購入等の促進による地球温暖化対策 第９節　廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策 第10節　環境教育及び環境学習の推進等による地球温暖化対策 第11節　森林の保全及び整備等による地球温暖化対策 第12節　環境産業の育成等による地球温暖化対策 第13節　国際協力の推進による地球温暖化対策 第３章　地球温暖化対策の推進体制 第４章　施策の評価及び見直し等 第５章　雑則	第１章　総則 第２章　再生可能エネルギーの導入等の促進に係る施策 第１節　建築物に係る施策 第２節　小売電気事業者に係る施策 第３節　地域協働による施策 第４節　認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に係る施策 第５節　その他の施策 第６節　施策の評価等 第３章　雑則

１今後の取組の方向性

➢ 2050年に向けた新たな目標等を設定

8

「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」における位置付け

京都府新総合計画「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」(2019.10策定)
【コンセプト】“一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして”
※**20年後（2040年）に実現したい京都府の姿**を明記

【20年後（2040年）に実現したい京都府】
「4　環境にやさしく安心・安全な京都府」 —— **「⑱脱炭素社会へのチャレンジ」**

＜分野別基本施策における20年後に実現したい姿＞
－【温室効果ガス排出実質ゼロへの挑戦】
－【自立分散型のスマートな社会】

20年後に実現したい将来像

「**今こそ私たちは挑戦**します。
頻発する自然災害の要因ともいわれる気候変動に適応し、「脱炭素」で環境にやさしい社会を実現するとともに、ハード・ソフトの両面から、災害・犯罪等からの安心・安全、そして全ての地域が地域資源を活かした豊かさを実現できる**地域作りを。**
そして、2040年の京都府社会の姿として、**地球環境と調和した、しなやかで強靱な「環境にやさしく安心・安全な京都府」を実現**します。」

分野別基本施策における20年後に実現したい姿

【温室効果ガス排出実質ゼロへの挑戦】
2030年度までに温室効果ガス総排出量の1990年度比▲40%を達成し、パリ協定が目標とする**今世紀後半でのCO2等の温室効果ガス排出実質ゼロ（脱炭素社会の実現）に向けた社会の仕組みを構築**
【自立分散型のスマートな社会】
徹底した省エネルギー化と再生可能エネルギーの最大限の導入、エネルギーの地産地消の推進により、原子力発電に依存しない自立分散型のスマートな社会を実現

9

2050年に実現を目指す京都府の将来像

■京都府が目指す将来像（2050年頃）
※現在検討中の第3次京都府環境基本計画での案

暮らしや文化が自然と調和し共生する、**脱炭素で持続可能な社会**
～一人ひとりの夢や希望がすべての地域で実現できる京都府をめざして～

※2019.11.18　総合政策・地球環境合同部会

『暮らしや文化が自然と調和し共生する』
＝　京都府らしい環境とのつながりを表現

『脱炭素で持続可能な社会』
＝　環境リスクを低減しつつ気候変動に適応した社会の実現に向け
パリ協定やＳＤＧｓの基本的な考え方を表現

『一人ひとりの夢や希望がすべての地域で実現できる京都府をめざして』
＝　誰ひとり取り残さず、次の世代に希望をつなぐ社会を表現
（次期「京都府総合計画」の将来像との一致）

10

京都府：2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

- 令和2年2月11日開催の第11回「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式（於：国立京都国際会館）において、**西脇知事が挨拶で「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言**
- 脱炭素社会の実現に向け、積極的に取組を進めていく

「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式での宣言の様子

11

新たな目標の考え方

目指す将来像

2050年 **脱炭素で持続可能な社会**
「温室効果ガス実質排出量ゼロ」を目指す

現在の長期目標
「2050年までに
▲80%」

2040年 脱炭素社会に向けた社会の仕組みの構築
※京都府総合計画における20年後（2040年）に実現したい姿

当面の目標

「脱炭素社会に向けた取組を加速化」

2030年 温室効果ガスの40%以上削減（基準年度：2013年度）

再生可能エネルギーにかかる目標指標を設定
（新規）◆消費電力量に占める再エネ比率：概ね35%
（改定）◆府内総電力需要に占める再エネ割合

（数値目標の考え方）
現在の中期目標である、「1990年度比40%削減」相当の目標水準を維持しつつ、さらなる削減を目指す

（施策の展開方向）
- 省エネ取組の加速化
- 再エネ導入・利用促進の徹底
- 脱フロン化の推進
- 適応策の推進　　等

現　在

◆府内温室効果ガス排出量（2017）　1,396万t-CO2
◆府内電力供給量に占める再エネ比率（2016）　約17%
◆府内総電力需要に占める再エネ導入割合（2018）　9.2%

12

2030年度：当面の目標・目標指標

温対条例における当面の目標（2030年度）

➢ 現在の中期目標である、「1990年度比40%削減」相当の目標水準を維持しつつ、さらなる削減を目指す。

「脱炭素社会に向けた取組を加速化」
2030年　温室効果ガスの40%以上削減（基準年度：2013年度）

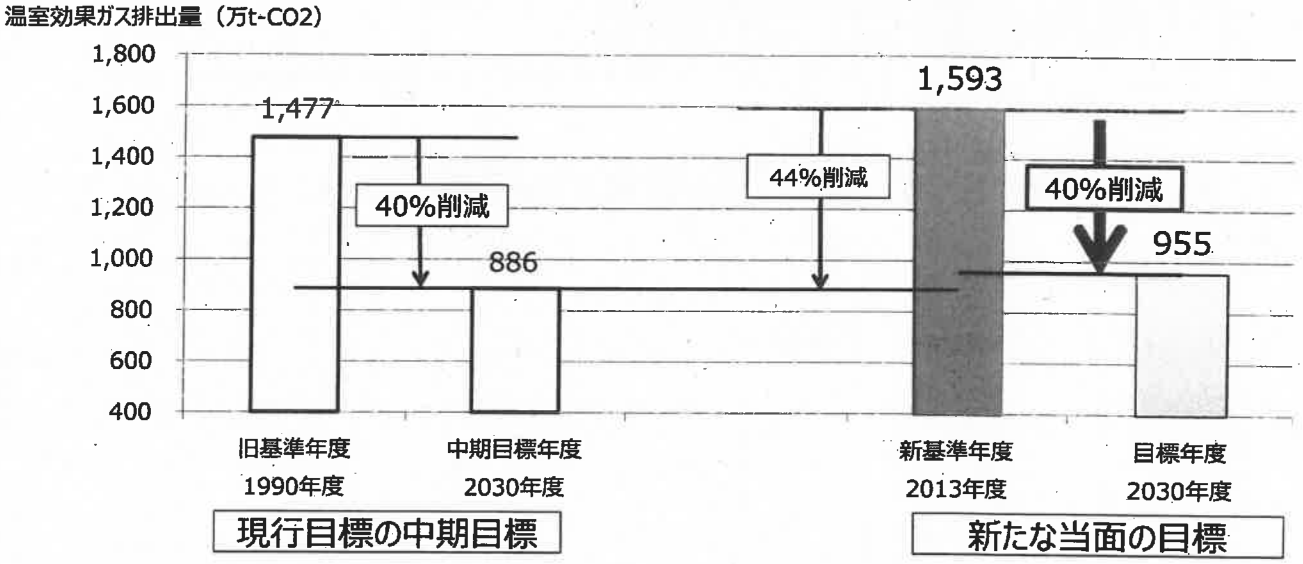

13

再生可能エネルギーの普及を図るための目標指標（2030年度）

新規指標

➢ 需要側からみた
「府内の消費電力量に占める再生可能エネルギー比率」
の数値目標を新たに設定　　2030年度　概ね35%程度
※温室効果ガスの40%以上削減に向けて必要な利用量の目安

継続指標

➢ 発電側からみた
「府内の総電力需要に占める府内の再エネ発電電力量の割合」
の数値目標を見直し　　2030年度　（保留※）

※　政府「未来投資会議」において議論が開始されたエネルギー政策の新たなビジョン等を踏まえ2020年度中に数値目標を設定

14

1　今後の取組の方向性

➢ 目標達成に向けた取組の方向性

目標達成に向けた取組の基本的な方向性

- ■ 2040年には、脱炭素社会に向けた社会の仕組を構築し、2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す。
- ■ 2050年実質ゼロの実現のためには、2030年までの取組が重要であることから、2030年度に2013年度比40%以上の排出量削減を目指す。

⇩

緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進

緩和策

- ➢ 省エネ取組の加速化
- ➢ 再エネ導入・利用促進の徹底
- ➢ 脱フロン化の推進
- ➢ イノベーションの促進等横断的取組の推進

適応策

- ➢ 現行条例では、地球温暖化対策の一つとして適応策を既に位置づけ
- ➢ 今後、適応策を強力に推進していくため、必要な条例規定等を見直し

取組の方向性：緩和策

＜取組の柱＞	＜取組の方向性＞
省エネ取組の加速化	➢ 現在の温対条例・温対計画で規定する取組の強化 ➢ 住宅や電気製品などを販売する事業者等を介して府民に働きかけるアプローチの強化 ➢ 建築業者・建築主間の省エネ対策にかかるコミュニケーションの強化　等
再エネ導入・利用促進の徹底	➢ 企業・家庭における再エネ導入・調達の取組強化 ➢ 小売電気事業者による再エネ供給拡大の促進 ➢ 建築物における再エネ導入の一層の強化 ➢ 再エネの長期安定化に向けた取組支援 ➢ 地域資源を活用した再エネの導入促進・エネルギー地産地消事業の推進　等
脱フロン化の推進	➢ 温暖化対策としてのフロン使用機器の適正管理の推進
＜ 横断的取組事項 ＞	➢ ＩｏＥを利用したエネルギー需給の最適化など、次代を見据えたイノベーションの促進

17

取組の方向性：適応策

➢ 温対条例における適応策の位置づけの見直し
- 新たな京都府地球温暖化対策計画における適応策を拡充し、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置づけ、取組の具体化・充実を図る。

➢ 地域気候変動適応センター機能確保等を踏まえた適応に係る規定の追加
- 2021年から地域気候変動適応センターとしての活動を開始するため、求められる機能の運営体制の確保等検討を進める。

➢ 「基本的な考え方（理念）」、「適応策の検討に当たり求められる視点」、「適応策の進め方」に基づき、適応計画の充実・拡大

等

18

2　条例等改正検討項目

対策が必要となる分野での取組の強化・促進に向けて、**2030年度の削減目標達成に向けた取組の方向性に基づき**、条例・規則・指針で定める義務規定や関連制度の見直し、運用の改善を図る。

<条例等関係規程>
京都府地球温暖化対策条例
京都府地球温暖化対策条例施行規則
京都府地球温暖化対策指針

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例
京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則
京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針

19

条例に基づく義務規定等の見直し事項

【温室効果ガスの削減目標】

- 現行の京都府地球温暖化対策条例の前文に掲げた長期目標及び条例に規定した温室効果ガスの削減目標について、新たな目標値に改正

【事業者対策】

温室効果ガス排出量の５割以上を占める事業者向け対策として、**大規模事業者（特定事業者）に対しては、排出量削減計画書制度における排出削減目標の強化、再エネの導入・調達を促す新たな仕組などを導入**するとともに、**中小規模の事業者に対しては、省エネ・再エネ機器の導入支援**などを推進。

詳細後述

- 特定事業者の排出量削減計画書・報告書に係る報告事項等の見直し
  - ・目標削減率の強化（例：3年平均（産業）２%→４%）
  - ・再エネ導入・調達状況等を報告事項として追加
  - ・再エネ導入・調達を評価する仕組みの導入
  - ・3年ごとの削減実績に対する評価方法・評価基準の見直し
  - ・代替フロンの使用状況等を報告事項として追加　等

※特定事業者：原油換算で1,500ｋℓ以上のエネルギーを使用する事業者等

- 自立型再エネ設備導入計画書認定制度に基づく事業税減免措置の延長　　等

<施策> 中小事業者を対象にした自立型再エネ設備導入支援、中小企業向け省エネ・再エネ導入促進、ＲＥ100化支援　等

20

条例に基づく義務規定等の見直し事項

【建築物対策】

- 再生可能エネルギーの一層の普及に向けて、事業者への負担を配慮しつつ、**特定建築物における再エネ導入義務量の定量制から床面積に応じた比例制への見直しや建築士等から建築主に対する再エネ導入に係る情報提供義務等を創設**
- 建築物における省エネの取組を促進するため、**建築物排出量削減計画書の運用の強化、改正建築物省エネ法（2021年施行）に基づく事業者指導・普及啓発の徹底**を推進

＜再エネ対策＞

- ➢ 特定建築物（床面積2,000㎡以上）の再エネ導入義務量の拡大
  （現行３万ＭＪ以上→床面積に比例した導入義務量＆下限量の引上げ）
- ➢ 再エネ導入義務を課す対象規模の拡大
  (床面積300 ㎡以上2,000 ㎡未満の中規模建築物に対しても導入を義務化)
- ➢ 再エネ導入に係る建築士等から建築主への情報提供を努力義務から義務化
  （大規模・中規模建築物：当該建築物における再エネの最大導入可能量等
  小規模建築物（延床面積300㎡未満）：再エネ導入の意義等）
- ➢ 再エネ設備の設置場所の拡大（建築物内での設置→敷地内での設置も可）　等

＜省エネ対策＞

- ➢ 改正建築物省エネ法に基づく事業者等指導・普及啓発の徹底
  (省エネ基準の適合義務拡大や省エネに係る建築士等から建築主に対する説明義務等を創設)
- ➢ 特定建築物における建築物排出量削減計画書の運用の強化
- ➢ 特定建築物における府内産木材の使用場所の拡大
  （建築物内での設置→敷地内での設置も可）　等

詳細後述

21

条例に基づく義務規定等の見直し事項

【運輸部門対策】

- ➢ エコドライブマイスター（50台以上の自動車を有する事業者に選任を義務付けているエコドライブを推進する者）への更新制の導入（現在は無期限）
- ➢ 電気自動車等の普及促進に関する事項の追加（自動車税の減免措置の終了に伴う電気自動車等普及促進条例の廃止・温対条例への統合）　等
- ➢ 物流の効率化に関して、再配達の削減に向けた府民・事業者の努力義務を新設

＜施策＞輸送の効率化（宅配便の再配達の防止等）、ＥＶ等の導入促進（非常用電源としての機能のアピール、関連ビジネスの創出促進、公用車のＥＶへの計画的更新）

【家庭部門対策】

- ➢ 再エネ導入に係る建築士等から建築主への情報提供を努力義務から義務化、改正建築物省エネ法に基づく事業者等指導・普及啓発の徹底等（再掲）
- ➢ 省エネマイスター（売場面積1,000㎡以上の販売店に選任を義務付けている家電製品の省エネ性能情報の説明を推進する者）への更新制の導入（現在は無期限）
- ➢ 物流の効率化に関して、再配達の削減に向けた府民・事業者の努力義務を新設（再掲）

＜施策＞家庭向け住宅への再エネ設備導入促進、省エネ家電への買換えの促進、対象を絞った普及啓発の強化、家庭のエネルギーの見える化の推進、地産地消の推進等

22

条例に基づく義務規定等の見直し事項

【フロン対策】

- 代替フロンの排出の抑制に係る施策の推進に係る府の役割の規定を新設
- 代替フロンの適正管理の規定を新設
- 事業者排出量削減報告書に代替フロンの使用状況等を報告事項として追加（再掲）　等

【エネルギー転換】

- 小売電気事業者に対する排出量削減計画書の運用の強化及び再エネ供給拡大計画書における再エネ供給量に係る目標値の設定　　等

<施策>再エネ供給事業者の認証制度の創設、水素の産業・家庭における利用促進

【適応策】

- 適応センターの機能確保に係る府の責務規定を新設

23

事業者排出量削減計画書制度等の見直し

1. 目標削減率の引上げ

京都府全体の削減目標が上がり、その達成に向けてはすべての主体で取組を進めていく必要があることから、目標削減率を引き上げる。

（現行は、3年平均で業務部門▲3%，産業部門▲2%，運輸部門▲1%　）

2. 取組メニューの拡充

◆ 再生可能エネルギーを活用した削減の評価

RE100など、事業者による使用電力の再エネ化を評価する仕組みが普及しつつあることを踏まえ、事業者が事業活動と地球温暖化対策の積極的な両立を図ることができるよう、再エネ活用の取組を削減への計上に追加し、評価項目として組み込む。

◆ サプライチェーンでの削減の推進

対象事業者は省エネ設備投資や事業活動の改善など、省エネに関する効果的なノウハウが蓄積されていると考えられる。そうした取組の横展開を図ることができるよう、環境マネジメントの視点も含めて、サプライチェーン単位での取組についても評価する仕組みとする。

◆ 代替フロンの適正管理の推進

温室効果ガスとしての代替フロンの漏えい等に起因する排出量が増加していることから、事業者において代替フロンの使用実態と温室効果ガスの排出状況等を関連した取組として促すため、事業者排出削減報告書において、前年度及び当該年度の使用状況を報告事項に追加する。

3. 評価方法の見直し

事業者による削減実績の・取組の評価方法を客観的にわかりやすくするため、評価区分の簡素化や排出量の削減を促す評価方法に見直す。また、「削減率の絶対評価」だけでなく、削減に寄与する複数の評価軸ごとに評価する方法等を検討。

⇒ 今後、事業者団体等との協議を進め、内容の追加を引き続き検討していく。

24

建築物に係る義務規定の見直し（項目一覧）

● 再エネ導入ポテンシャルの高い建築物について、新築・増築のタイミングを捉えて一層の再エネ導入を促進すべく、以下のとおり、建築主に対する導入義務規定の強化（①～③）、建築士等に対する説明義務規定の創設（④）等の改正を行う。

項目	内容	規定
建築主に対する再エネ導入義務規定	①導入義務量のベースアップ	規則
	②延床面積に比例した導入義務量の導入（上限あり）	規則
	③対象となる建築物の規模の引き下げ（300m²以上）	条例・規則
建築士等に対する説明義務規定	④建築主への情報提供努力義務から説明義務に強化	条例・規則
その他	⑤再エネ設備の導入場所の拡大（建築物→建築物及びその敷地内）	条例
	⑥再エネ設備導入義務の除外規定の創設 （建築物省エネ法の適用除外となるスケート場、水泳場など開放性の高い建築物）	条例・規則
	⑦計画書記載事項に「保守点検実施計画」を追加	規則

25

建築主に対する導入義務規定の強化の概念図

以下のとおり建築主に対する導入義務規定の強化を行う。
①【底上げ】　最低基準となる３万MJ/年（@2,000m²）の引き上げ
②【比例制】　2,000m²以上について規模に応じた義務量を設定
③【対象拡大】対象となる建築物を「300m²以上」まで拡大

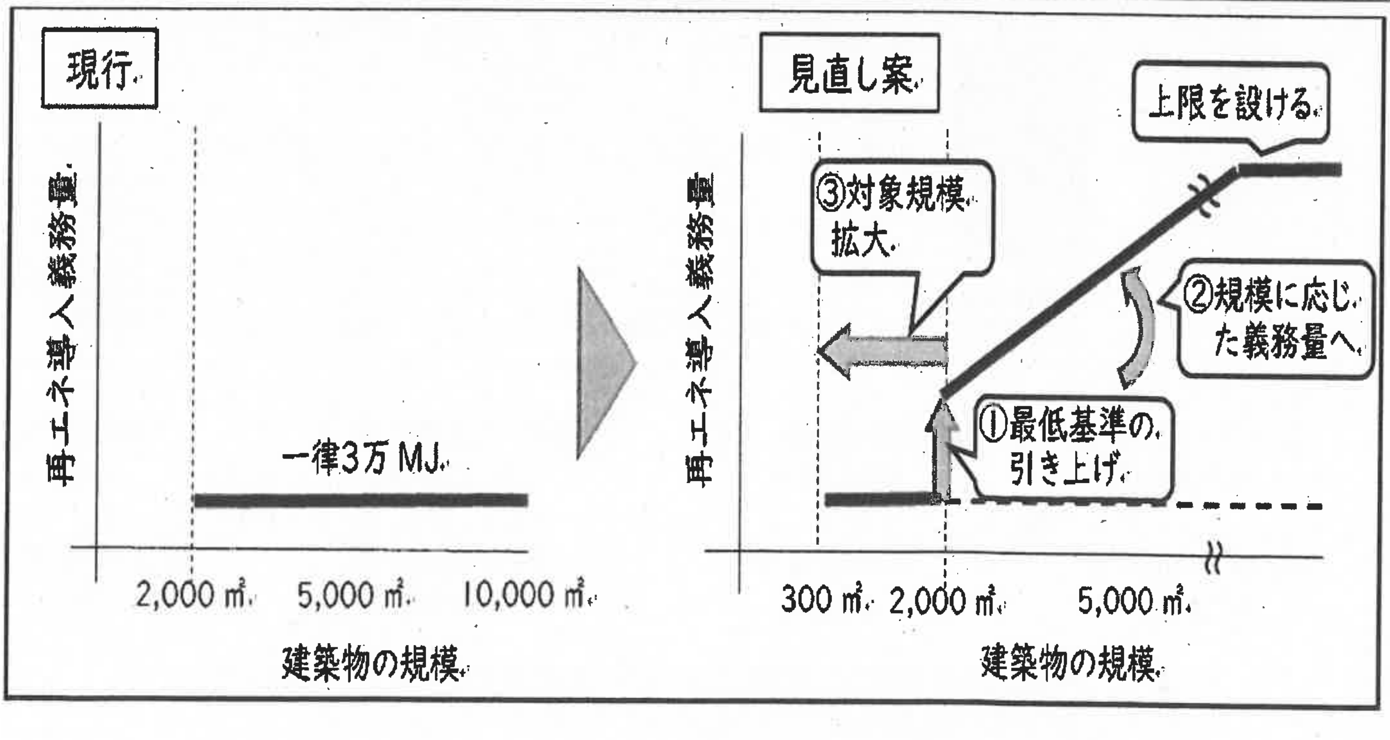

26

再エネ導入に係る建築士等から建築主への情報提供を努力義務から義務化

	改正前		改正後（案）	
	設計士等	建築主	設計士等	建築主
大規模 (2,000m²以上)	情報提供 努力義務	導入義務	説明義務	導入義務
中規模 (300～2,000m²)	情報提供 努力義務	導入努力義務	説明義務	導入義務
小規模 (～300m²)	情報提供 努力義務	導入努力義務	説明義務	導入努力義務

対象建築物	説明項目	担保措置 ※
中規模・大規模建築物 (300m²以上)	最大設置可能量など	書面での説明 書面の写し保管義務
小規模建築物 (10m²以上300m²未満)	再エネの導入意義など	書面での説明

※ 加えて、知事の報告徴収・立入権限を新たに規定

- 省エネ分野については、改正建築物省エネ法により、省エネ基準の適合義務拡大や省エネに係る建築士等から建築主に対する説明義務等が創設（R3.4施行）
- 同法と連動して、省エネ・再エネの普及啓発・事業者指導を徹底

27

条例改正等による温室効果ガス排出量削減イメージ

当面の目標：2030年　温室効果ガスの40%以上削減（基準年度：2013年度）

温室効果ガス排出量（万t-CO2）

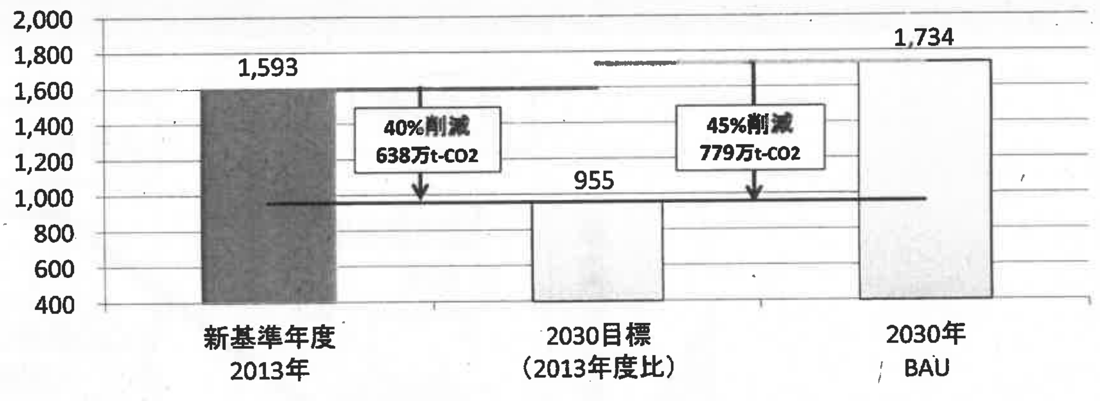

2030年BAU：
2030年度における現状趨勢（BAU）ケースでの温室効果ガス排出量を推計（2013年度を基準）

国施策による府への削減効果	＋	森林吸収源による削減効果	＋	条例改正等による削減効果	＝	削減効果合計
約490-550万 t-CO2		約60-70万 t-CO2		約140-180万 t-CO2		約690-800万 t-CO2

⇨ <u>今後、推進計画の見直しに合わせて追加施策について検討し、更なる削減を目指していく。</u>

28

今後の予定

今後、関係団体や市町村等との協議等を進めつつ、改正中間案を取りまとめていくとともに、計画改定に向けて引き続き検討する。

開催日	審議内容等	参　考
19.12.26	改正条例　概要報告	⇒　２月府議会　改正概要報告
20.3.27	改正条例等　中間案（素案）	
20.4-6月	改正条例　中間案 改定計画　骨子案	⇒　6月府議会　改正条例中間案報告 7月　改正条例中間案 パブリックコメント実施
20.8月	改正条例　最終案 →　条例答申へ／改定計画　骨子案	⇒　9月府議会　改正条例案提案 改定計画概要報告
20.10-12月	改定計画　中間案	⇒　12月　府議会　改定計画中間案報告 12月　改定計画中間案 パブリックコメント実施
21.1月	改定計画　最終案 →　計画答申へ	⇒　2月府議会　改定計画案提案

29

参考

現行条例における規定の位置づけ
（義務規定・努力義務規定・支援等）

30

現行条例における規定の位置づけ

事業活動

※規定の区分：義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

	対象者	項目	区分	条項
維持	事業者	温室効果ガスの排出状況の把握	○	15条
見直し	**特定事業者**	**特定事業者の環境マネジメントシステム導入（府による公表）**	**◎**	**16条**
維持	事業者	環境報告書等による対策の実施状況の公表	○	17条
見直し	**特定事業者**	**排出量削減計画書・報告書等の作成、提出、総合評価（府による公表）**	**◎**	**18条、19条、19条の2、20条**
維持	特定事業者以外の事業者	排出量削減（共同）計画書・同報告書の提出可能	□	18条第2項
見直し	**特定事業者**	**目的を達成するための補完的手段**	**□**	**21条**
見直し	**小売電気事業者**	**排出量削減計画書・報告書の提出（府による公表）**	**◎**	**45-47条**

31

建築物・緑化

※規定の区分：義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

■地球温暖化対策条例

	対象者	項目	区分	条項
維持	建築主	新築・増築建築物に係る省エネ・府内産木材の使用等の措置	○	22条第1項
見直し	**特定建築主**	**特定建築物における府内産木材等の使用**	**◎**	**22条第2項**
見直し	**特定建築主**	**特定建築物排出量削減計画書の提出等（府による公表）**	**◎**	**23－26条**
維持	府民・事業者	建築物・敷地の緑化	○	27条第1項
維持	特定緑化建築主	特定緑化建築物等の緑化	◎	27条第2項
維持	特定緑化建築主	特定緑化建築物等の緑化計画書の提出等	◎	28－32条

■再生可能エネルギー導入促進条例

	対象者	項目	区分	条項
維持	建築主	建築物への再エネ設備の導入	○	再エネ条例6条第1項
見直し	**建築業者**	**発注者への再エネ導入に関する情報提供**	**○**	**再エネ条例6条第2項**
維持	府民・事業者	建築業者への再エネ導入に係る知識の普及措置	○	再エネ条例6条第3項
見直し	**特定建築主**	**特定建築物における再生可能エネルギーの導入**	**◎**	**再エネ条例7条第1項**
維持	特定建築主	特定建築物における効率的利用設備の導入	○	再エネ条例7条第2項
見直し	**特定建築主**	**特定建築物再生可能エネルギー導入計画書の提出等（府による公表）**	**◎**	**再エネ条例7条第3,4項**

32

自動車交通

※規定の区分：義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

	対象者	項目	区分	条項
維持	府民・事業者・観光旅行者等	公共交通機関等の利用による自動車等の使用抑制	○	33条第1項
維持	自動車使用・保有者	エコドライブ実行	○	33条第2項
維持	自動車運転者	アイドリング・ストップ実行	◎	34条
維持	事業者	管理自動車を運転する者へのアイドリング・ストップ遵守指導	◎	35条
維持	駐車場設置者・管理者	駐車場でのアイドリング・ストップ周知	◎	36条
見直し	**自動車購入者等**	**エコカーの購入・使用**	○	**37条第1、2項**
維持	自動車販売事業者	新車の自動車環境情報の説明	◎	38条第1項
見直し	**大規模自動車販売事業者**	**エコカーマイスターの設置**	◎	**38条第2項**
維持	事業者	エコカーの提供	○	37条第3項
見直し	**大規模自動車管理者**	**エコドライブマイスターの設置**	◎	**39条**
見直し	**事業者**	**物流に係る温室効果ガス排出抑制**	○	**40条**
見直し	**特定事業者**	**エコ通勤対策に係る計画・報告書の作成・提出・公表**	◎	**18条第1項第4号**

33

電気機器等・再生可能エネルギー

※規定の区分：義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

■地球温暖化対策条例

	対象者	項目	区分	条項
維持	事業者・府民	省エネ型電気機器等の優先的な使用等	○	41条
維持	事業者	省エネ型電気機器等の提供及び情報提供	○	42条
維持	特定電気機器等販売事業者	省エネラベル表示、特定電気機器等の省エネ性能説明	◎	43条第1、2項
見直し	**大規模特定電気機器等販売事業者**	**省エネマイスターの設置**	◎	**43条第3項**
維持	事業者・府民	再生可能エネルギーの優先的利用	○	第44条
見直し	**小売電気事業者**	**排出量削減計画書・報告書の提出（府による公表）**	◎	**45-47条**

■再生可能エネルギー導入促進条例

	対象者	項目	区分	条項
維持	事業者・府民	再生可能エネルギーの優先的利用	○	再エネ条例第4条
見直し	**小売電気事業者**	**再生可能エネルギー電気供給拡大計画書、報告書の提出（府による公表）**	◎	**再エネ条例第9条**

34

現行規定を維持

※規定の区分：義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

■グリーン購入				
	事業者・府民	環境配慮事業者等からの環境物品等の購入等	○	48条第1項
	事業者	環境物品等の購入等推進のための方針の作成	○	48条第2項
■廃棄物				
	府民・事業者・観光旅行者等	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（３Ｒ）	○	49条
■環境教育・環境学習				
	府	事業者、府民等と連携した環境教育・環境学習の推進	○	50条第1項
	事業者	従業員による地球温暖化防止活動の促進	○	50条第2項
	大学等教育研究機関	地球温暖化防止に貢献する人材育成等	○	50条第3項
	府民等	京都地球環境の日（２月１６日）	□	51条
■森林の保全・整備				
	事業者・府民・ＮＰＯ	森林の保全・整備・利用の推進	○	52条
（見直し）	**再掲（特定建築主）**	**特定建築物における府内産木材等使用**	**◎**	**22条第2項**
■環境産業の育成				
	事業者・ＮＰＯ・教育研究機関	環境技術の研究開発、環境産業の育成	○	53条
■国際環境協力				
	事業者・府民・ＮＰＯ	国際環境協力の推進	○	54条

35